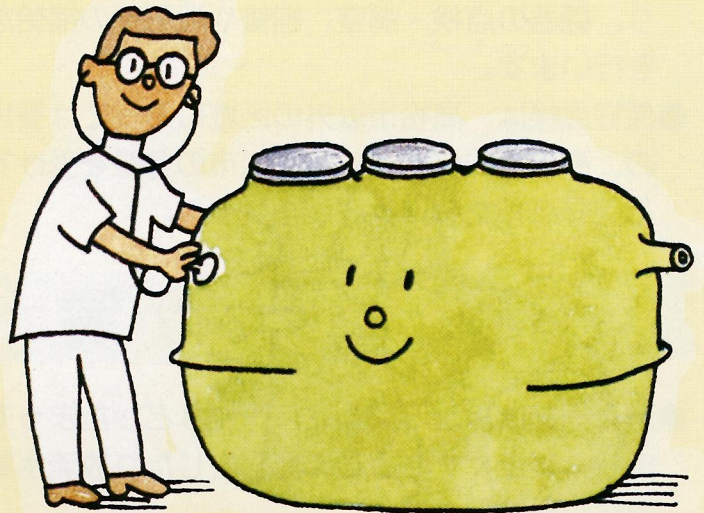


法定検査(定期検査)のお知らせ

生活排水をきれいにし、環境保全に大きな役割を果たしている浄化槽。県内には約16万基が設置されています。

浄化槽は、微生物の働きで汚水を浄化しているため、日頃の維持管理が重要です。維持管理として保守点検と清掃、それから法定検査の受検の3つが浄化槽法で義務付けられています。

保守点検と清掃は、浄化槽を正しく働かせるために行う作業です。法定検査は、浄化槽管理者が適正に維持管理し、浄化槽の機能が正常に維持されているかどうかを、BOD（生物化学的酸素要求量）を指標とする水質検査等により、公正中立的な立場の第三者機関が判断するものです。したがって、日常の維持管理を行う保守点検とは趣旨や目的が異なります。



年1回の検査が義務付けられています。検査時期が来ましたら、指定検査機関である「公益社団法人 香川県浄化槽協会」から下記の受検案内が送付されますので、必要事項を記入して、ご返送ください。年1回、必ず受検をお願いいたします。

なお、検査料は、平成26年4月1日より、10人槽以下を従来の5,200円から4,900円に改定しました。

問い合わせ

香川県廃棄物対策課
（香川県合併処理浄化槽推進協議会事務局）
TEL 087-832-3224

（各環境管理室・環境森林課）
東讃保健福祉事務所
TEL 0879-29-8273
小豆総合事務所
TEL 0879-62-2731
中讃保健福祉事務所
TEL 0877-24-9966
西讃保健福祉事務所
TEL 0875-25-6431

公益社団法人 香川県浄化槽協会
TEL 087-881-6600

郵便往復はがき（返信）

料金受取人郵便
高松南局 承 認
1523
発行有効期間
平成28年3月
31日まで
（切手を貼らずに
郵便面下さい）

7618790
107

高松市香西本町1-106
公益社団法人
香川県浄化槽協会 行

〒761-8012 高松市香西本町1-106
TEL (087) 881-6600 FAX (087) 881-6670
E-mail: kje@shirt.ocn.ne.jp
http://www.kagawajk.jp 140301-160007

浄化槽法定検査のご案内

浄化槽の使用者は浄化槽法第11条の規定により、毎年1回定期的に知事指定検査機関による検査を受けることが義務づけられています。あなたが使用する浄化槽も本年の法定検査の時期となりました。

検査は、表記の予定期間内に実施したいと思っておりますので、検査申込書に必要事項をご記入の上、返送してください。（Eメール・FAXでも申込みいただけます。）

尚、屋外だけの検査ですでお留守でも検査は出来ます。放流水を持ち帰り検査室で分析（BOD検査等）しますので、検査結果は、検査後2週間程で郵送いたします。

— 検査手数料 —

浄化槽の大きさ	金額(円)
5 ～ 10 人槽	4,900
11 ～ 20 人槽	6,700
21 ～ 50 人槽	7,900
51 ～ 100 人槽	12,700
101 ～ 500 人槽	14,000
501 人槽以上	15,500

※検査手数料は「現金」又は「お振込」の方法があります。

※検査時に保守点検、及び清掃の記録を確認させていただくことがあります。

※お客様の個人情報厳正・厳重に管理いたします。

香川県知事指定検査機関
公益社団法人 **香川県浄化槽協会**

※ 浄化槽法第11条(定期検査)※
浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

(注) 保守点検及び清掃が適正に実施されているかどうかの検査ですから業者による保守点検とは異なります。

浄化槽協会からの受検案内

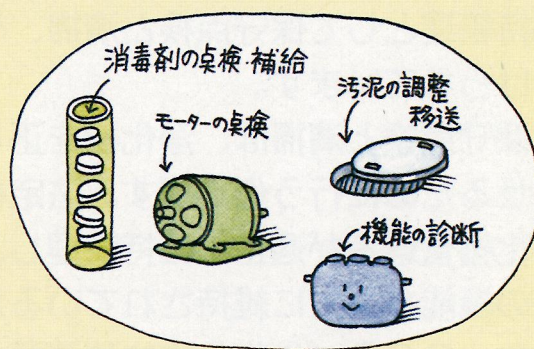
● 香川県合併処理浄化槽推進協議会は、浄化槽設置の補助事業実施市町で構成された団体です。

浄化槽の維持管理

浄化槽管理者（設置者）には、保守点検・清掃・法定検査の受検の3つが浄化槽法で義務付けられています。法定検査は、保守点検とは趣旨や目的が異なることから、保守点検を行っていても別に受ける必要があります。

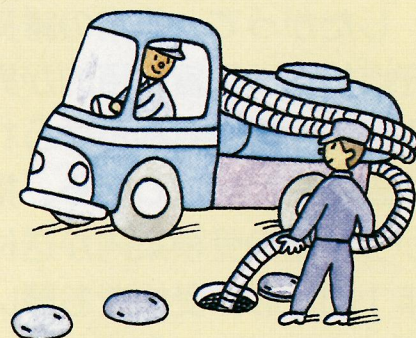
① 保守点検

- 浄化槽は微生物により汚水を処理しているため、「生き物」として日常の維持管理を行う必要があります。機器の点検・調整、補修や消毒剤の補給などを行います。
- 保守点検は、高松市以外の区域にあつては香川県の、高松市内にあつては高松市の登録を受けている保守点検業者に委託しましょう。



② 清掃

- 浄化槽を使用していると、汚泥などがたまってきます。たまりすぎると悪臭が生じたり放流水質が悪化します。
- 清掃では、浄化槽内部にたまった汚泥などを抜き取ります。
- 清掃は、各市町の許可を受けた清掃業者に委託しましょう。



③ 法定検査

- 法定検査とは、浄化槽管理者が適正に維持管理し、浄化槽の機能が正常に維持されているかどうかを、BOD（生物化学的酸素要求量）を指標とする水質検査等により、公正中立的な立場の第三者機関が判断するものです。したがって、日常の維持管理を行う保守点検とは趣旨や目的が異なります。
- 浄化槽にとって、保守点検や清掃は、いわば日常の健康管理にあたり、法定検査は健康診断にあたります。
- 香川県では、公益社団法人香川県浄化槽協会が知事指定検査機関として、法定検査を実施しています。



(注) BOD：水の汚れの状態を示す指標です。数値が大きいほど水が汚れていることを示します。